



えるぼし便り 【No.1】

令和3年5月14日発行



愛媛労働局
雇用環境・均等室



日頃から愛媛労働局の業務推進に御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。
このたび、雇用環境・均等室では女性の活躍推進に関する情報を「えるぼし便り」として年6回程度発信することにしました。管内の事業主の皆様へ、今後、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいただけるよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

★2022年（令和4年）4月から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表義務が労働者数301人以上から101人以上の事業主様まで拡大されます。

☆女性活躍一般事業主行動計画届出・えるぼし認定状況

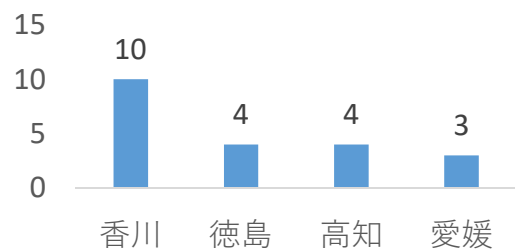
一般事業主行動計画の届出企業数	<令和2年12月31現在>		届出率
《全国》7875社	《愛媛》190社	(常用労働者301人以上 151社)	100%
		(常用労働者101人以上300人以下 22社)	5.6%
		(常用労働者101人以下 17社)	

えるぼし認定企業数	<令和2年12月31現在>	
《全国》1209社	《愛媛》3社	(常用労働者301人以上 3社)
	(取得順)	
★★★PHC株式会社	内訳	2社
★★★三浦工業株式会社		1社
★★★株式会社伊予銀行		

☆えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

四国の認定企業数



☆プラチナえるぼし認定とは

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定を受けることができます。



愛媛県が実施している「ひめボス宣言事業所」は多いから、行動計画もぜひ策定してほしいわ

愛媛は認定企業が少ないから、もっと増やしたいな



☆えるぼし認定取得のメリット

認定マークを商品、役務又は事業主の広告等に付すことができ、女性の活躍を推進している事業主であることをPRすることができます。

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、国の機関等の公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。**策定義務がない300人以下の事業主（令和4年3月31日まで）が行動計画を策定している場合にも加点評価があります。（計画期間が満了していない場合のみ）**

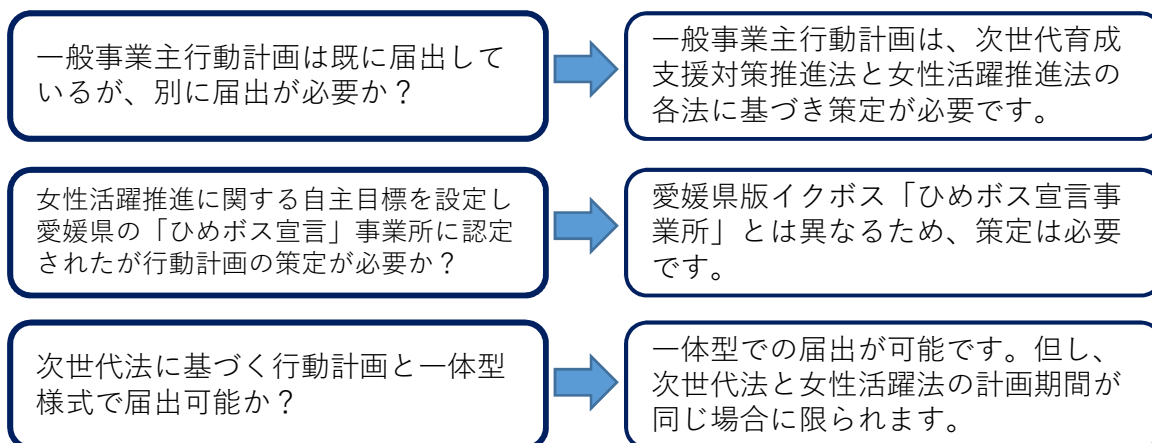
日本政策金融公庫の融資制度を通常よりも低金利で利用することができます。

認証マークで
イメージ
UP!

就職説明会で
知名度UP!
優秀な人材確保に
つながります!



☆女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画策定について寄せられる 事業主様からのQ&A



☆雇用均等指導員から

平成28年4月より施行された女性活躍推進法。常用労働者301人以上の事業主様は、2期目、3期目を策定し取組を進めていただいております。101人以上300人以下の事業主様の多くは義務対象の拡大により、初めて策定することとなり、ご不明な点も多数あるかと思いますが、**必ず本年度中に行動計画を策定し労働局へお届けくださるようお願いいたします。**雇用均等指導員は一般事業主行動計画の策定等に関するお問合せ、えるぼし認定に関するお問合せに対応しております。早めに自社の状況把握、課題分析に取り組まれ、ご不明な点はお問合せいただきますようお願いいたします。

お気軽に
お問合せ
ください



私たちが
サポート
します!

状況把握、課題分
析ってどうすれば
いいの?

えるぼし認定っ
て難しそう...



☆行動計画策定の手順は別紙「行動計画かんたん策定ガイド!」をご参照ください。